

土木設計マニュアル I（積算編）の名称変更及び改訂 → 土木設計施工マニュアル（積算編）

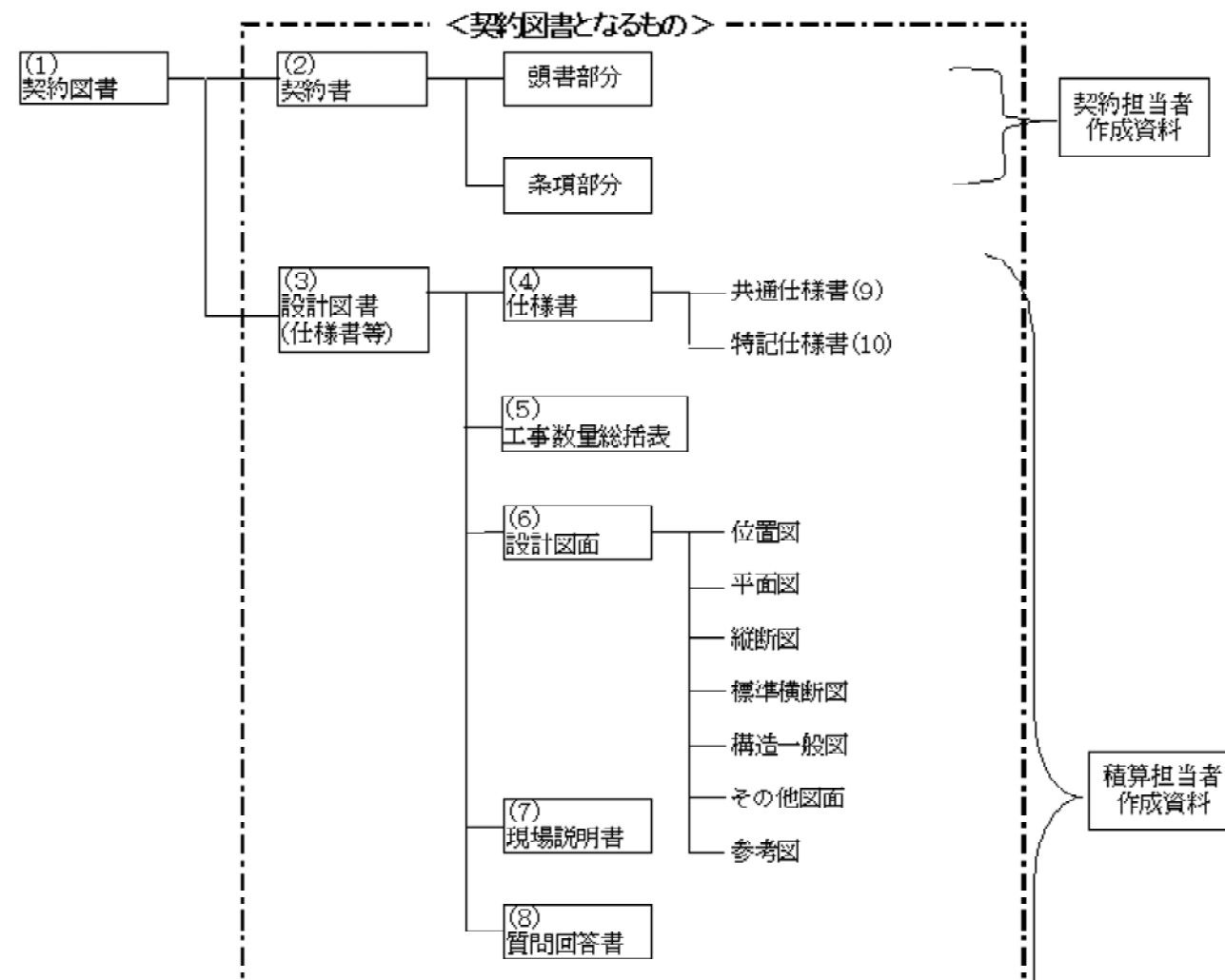
改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;"><b>第1章 土木工事設計図書等作成要領</b></p> <p>1-1 総則 P 1-1</p> <p>1-2 用語の定義 P 1-1</p> <p>1-3 作成要領 P 1-5</p> <p>1-4 工事工種体系の階層の定義及び階層例 P 1-9</p> <p>1-5 本工事費内訳記載要領 P 1-12</p> <p>1-6 設計書様式 P 1-15</p> <p>1-7 積算例 P 1-23</p> <p><b>1-1 総則</b>                      本要領は、宮城県土木部が発注する土木工事に係る設計図書等の資料作成にあたって統一的に運用すべき事項を定めたものである。                      なお、細別上の構成及び用語については「工事工種体系ツリー」、「新土木工事積算大系用語定義集」（国土交通省国土技術政策総合研究所）による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 土木工事設計内訳記載要領</b></p> <p><b>1-1 総則</b>                      設計書（仕様書）は、工事目的物が明確であること、契約上明示する”指定”なのか・明示しない”任意”なのかを明確にすることを意識して、”新土木工事積算体系の解説”（監修、建設大臣官房技術調査室）に基づき作成するものとする。また、細別上の構成及び用語については”新土木工事積算大系用語定義集”（監修、建設大臣官房技術調査室）を参照すること。</p>

改正後（新）

改正前（旧）

1-2 用語の定義  
1. 契約図書等の構成

1-2 構成  
1. 設計書



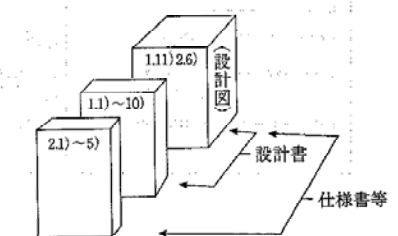
- 公共土木工事で発注者が設計図書に基づいて請負工事の予定価格の算出根拠として工事費を積算した資料。
- 1) 設計表紙（甲）（工事番号，工事名，工事場所，工期，工事概要等を記載したもの）
  - 2) 設計表紙（乙）（工事費，起工理由もしくは変更理由，施工方法その他）
  - 3) 施工条件明示書
  - 4) 事業費総括表（全体事業費及び当該工区，発注済工区の工事費目内訳を記載したもの）
  - 5) 本工事費（付帯，補償工事費含む）内訳書
  - 6) 一式内訳書（特に必要のある場合のみ作成）
  - 7) 単価表（1次～数次単価表）
  - 8) 登録単価
  - 9) 作業能力計算等の積算に必要な事項の算定書
  - 10) 特記仕様書
  - 11) 数量計算書（数量集計表，数量計算書）
  - 12) 設計図（位置図，平面図，縦断面図，標準横断面図，一般図，その他構造図）

2. 仕様書等（設計図書）

発注者が必要とする工事の技術的要求を詳細に示した図書であり，契約図書の一部として扱われるもの。（下記以外に共通仕様書・共通特記仕様書を含む。）

- 1) 設計表紙（甲）（工事番号，工事名，工事場所，工期，工事概要等を記載したもの）
- 2) 施工条件明示書
- 3) 本工事費（付帯，補償工事費等を含む）金抜き内訳書
- 4) 金抜き一式内訳書
- 5) 特記仕様書（設計図，共通仕様書で記述させていない”指定”にかかる部分を記載したもの）
- 6) 設計図（”指定”，”任意”を分類するため「参考図書」「参考事項」を必要に応じて明示する。）

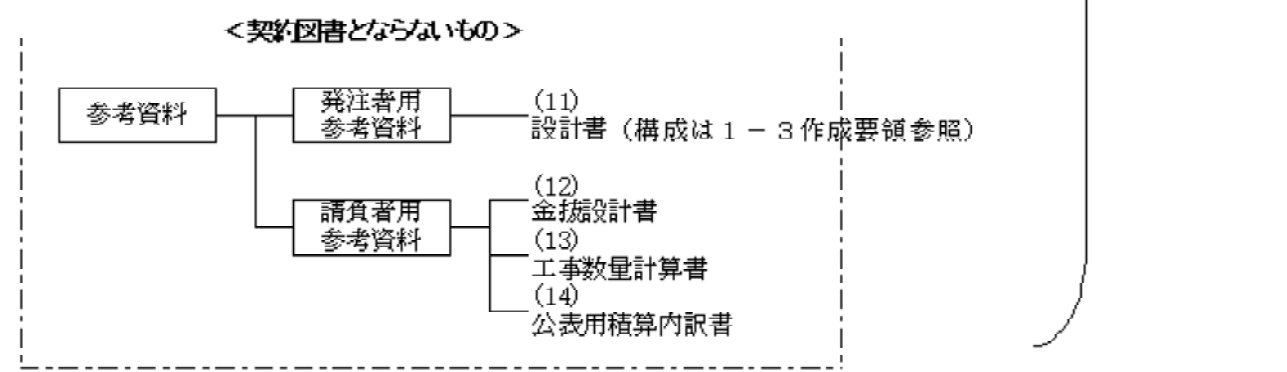
・設計書等保管例



3. 参考図書

設計図書を閲覧するにあたって，数量計算書を「参考図書」と明示して添付するものとする。また，入札参加業者の見積りの簡素化を図る必要がある場合（見積期間が短い，工種が多岐に及ぶ等）は，金抜き単価表を「参考図書」と明示して添付することができるものとする。

（第2章 指定・任意の運用参照）



改正後（新）	改正前（旧）
<p><b>2. 用語の定義</b></p> <p><b>(1) 契約図書</b></p> <p><b>契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定しているもの。</b></p> <div data-bbox="261 373 1418 604" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者、請負者双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。契約書（発注者と請負者の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。</p> <p>契約図書は、発注者と請負者双方における工事目的物を完成させるための取り決めに記したものであり、これに属さない図書は契約上効力を有しない。</p> </div> <p><b>【解説等】</b></p> <p>契約図書は、契約の請負代金額等の主要事項及び発注者と請負者の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、現場条件の変更等が生じ設計変更が必要となった場合は、これらに基づき設計変更を行う。よって円滑な設計変更を行うため、設計図書においては工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。</p> <p><b>(2) 契約書</b></p> <p><b>契約図書の一部となるもの</b></p> <div data-bbox="261 919 1418 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発注者と請負者との間の権利義務関係を明確にしたもので、工事名、工事場所、工期、請負代金額などの主要な契約事項が記載された書面の部分（いわゆる頭書と呼ばれる部分）と、請負代金の変更、契約の解除等の発注者と請負者の権利義務などの内容を定めている条項部分を併せたものをいう。</p> </div> <p><b>(3) 設計図書（仕様書等）</b></p> <p><b>契約図書の一部となるもの</b></p> <div data-bbox="261 1192 1418 1245" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工事数量総括表、仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、設計図面、現場説明書、質問回答書をいう。</p> </div> <p><b>【解説等】</b></p> <p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者はこれを基に入札額を算定する。契約締結後請負者は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ発注者に引き渡す。</p> <p><b>(4) 仕様書</b></p> <p><b>設計図書の一部となるもの</b></p> <div data-bbox="261 1507 1418 1738" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工事の施工に際して要求される技術的要件、いわゆる使用する材料の品質や規格、寸法・位置・仕上げの許容誤差など工事目的物の内容を規定するもののほか、施工に必要な工程や手順、採用が義務付けられている施工方法及び工事施工上の制約条件などを示すものであり、これらを詳細に記載した書面をいう。仕様書には、各工事に共通する共通仕様書と、各工事ごとの現場条件によって規定される特記仕様書があり、これらを総称して仕様書という。</p> </div> <p><b>【解説等】</b></p> <p>契約書で定めた権利義務に基づき工事を施工させるため、品質・規格・仕様・施工条件等を仕様書において定めなければならない。</p>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p><b>(5) 工事数量総括表</b></p> <p>設計図書の一部となるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>契約条件の明確化を図るため、工事内容を構成する種別や細目などの項目と、項目ごとの規格・数量を、請負者が契約上制約されるもの（契約事項）とされないもの（非契約事項）に区分し、一覧的に記載した書面をいう。</p> </div> <p>【解説等】</p> <p>現場条件等の変更が生じた場合、非契約事項であっても、適正な変更設計額算定の基礎となることから、設計変更の対象とする。契約上制約される事項・数量は、品質・出来形を確認する必要がある。摘要欄に積算上の現場条件を明示することにより、特記仕様書による明示を簡素化することができる。</p> <p><b>(6) 設計図面</b></p> <p>設計図書の一部となるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工事の範囲や工事目的物の量的なものを視覚的に表したもので、工事目的物の内容等を一定のルールに基づいて表現した図や表で、位置図、設計図、参考図等をいう。</p> <p>※参考図</p> <p>現場条件から想定される一般的な仮設備や工事目的物を施工する際に使用する標準的な材料の仕様などを示した図面をいう。</p> </div> <p>【解説等】</p> <p>設計図面は工事の全体を表示し、これによって施工されるものであることから、作成に当たっては、誤りや脱漏、不明確な表現がないよう細心の注意を払い、誰でも分かる表示とするとともに、必要な現場条件を明示することで、特記仕様書による明示を簡素化することができる。</p> <p>※参考図</p> <p>参考図は契約においてその施工を制約するものではないため、請負者が任意に決定した工法や材料等を設計変更する必要はない。しかしながら、示されている現場条件の変更等が生じた場合には、設計変更が必要がある。よって請負者が採用した工法や材料等が参考図で示したものと異なる場合は、現場条件の変更等によるものか、請負者の任意判断によるものかを適切に判断する必要がある。</p> <p><b>(7) 現場説明書</b></p> <p>設計図書の一部となるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工事の入札前に入札参加者に対して、工事実施に関する説明事項等を示した書面をいう。</p> </div> <p>【解説等】</p> <p>現在では、競争入札において談合防止等の観点から現場説明は原則として実施しない。</p> <p><b>(8) 質問回答書</b></p> <p>設計図書の一部となるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>公告期間中において、設計図書の不明確な部分についての入札参加者からの質問に対し、発注者が回答する書面をいう。</p> </div> <p>【解説等】</p> <p>回答については、契約締結時の条件となることから他の入札参加者に対しても、閲覧による公表等を行わなければならない。</p>	

改正後（新）	改正前（旧）
<p><b>(9) 共通仕様書</b></p> <p><b>設計図書の一部となるもの</b></p> <div data-bbox="249 348 1383 480" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各作業の手順、使用する材料の品質、数量、仕上げの程度等のほか、場合によっては施工方法等、工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ各工事に共通する内容を盛り込み作成した書面をいう。</p> </div> <p><b>【解説等】</b></p> <p>請負者は工事を施工するにあたり、契約図書に（施工方法や材料規格等）特別の定め（特記事項）がない場合は共通仕様書に記載されている内容を遵守し、施工方法や使用する材料を自らの責任において定めることとなる。</p> <p><b>(10) 特記仕様書</b></p> <p><b>設計図書の一部となり共通仕様書より優先されるもの</b></p> <div data-bbox="249 793 1383 877" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>共通仕様書で定められていないものや定められている事項と異なる場合等において、共通仕様書を補完するために工事固有の技術的要求事項及び工事施工上の制約事項を定める書面をいう。</p> </div> <p><b>【解説等】</b></p> <p>発注者は委託調査結果等から現場条件を勘案し、予定価格の根拠を算出している。その際に想定した現場条件は、限られた調査資料から抽出するものであり、工事施工時に確認される詳細の現場条件と一致しないことも予想されるため、発注者が想定した現場条件も特記仕様書で明示する必要がある。</p> <p><b>(11) 設計書</b></p> <p><b>参考資料の一部となるもの（工事価格算定の資料となるもの）</b></p> <div data-bbox="284 1163 1374 1295" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「土木工事積算基準」や「土木工事工種体系化の手引き」等の積算基準に基づいて工事価格の根拠を算出した書面をいう。設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更にあたり、請負者と協議する根拠となるものである。</p> </div> <p><b>【解説等】</b></p> <p>工事価格の根拠を算出した資料であり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の積算根拠も適切に添付する必要がある。積算根拠はその量によっては別冊としてもよい。</p> <p><b>(12) 金抜設計書</b></p> <p><b>参考資料の一部となるもの</b></p> <div data-bbox="284 1591 1374 1696" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、設計書の単価欄と金額欄及び特定の項目（員数、時間等）を空白にした書面をいう。</p> </div> <p><b>【解説等】</b></p> <p>原則として設計図書に添付しないが、見積期間を短縮する場合（災害復旧工事等）において、特に必要な場合にのみ、参考資料として添付することができる。入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから契約図書の扱いとしない。設計図書に添付する場合は、必ず参考資料であることを明記すること。</p>	

改正後（新）	改正前（旧）																																																																
<p><b>(13) 工事数量計算書</b></p> <p>参考資料の一部となるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     工事を施工する上で必要となる項目ごとの数量を設計図・参考図を基に算出し、取りまとめた書面をいう。                 </div> <p>【解説等】</p> <p>設計図面を数値化したものであるとともに工事数量総括表の基礎資料となるものであり、工事目的物・仮設構造物等の妥当性を検証する上で必要不可欠なものであるが、契約上の制約を有しないことから、契約図書 の扱いとしない。設計図書に添付する場合は、必ず参考資料であることを明記すること。</p> <p><b>(14) 公表用積算内訳書</b></p> <p>参考資料の一部となるもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     予定価格の透明性の一層の向上を図るために入札後に公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。                 </div> <p><b>1-3 作成要領</b></p> <p>工事を発注するにあたっては、下表に示す資料を作成するものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">作成資料名</th> <th style="width:10%;">設計書</th> <th style="width:10%;">設計図書 (仕様書等)</th> <th style="width:50%;">参考資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(a) 設計書表紙（甲）</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>(b) 設計書表紙（乙）</td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(c) 事業費総括表</td><td style="text-align: center;">○ ※ 1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(d) 現場説明書、現場説明書説明事項</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>(e) 特記仕様書（施工条件明示書、特記事項）</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>(f) 工事数量総括表</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>(g) 設計内訳書（付帯工事、補償工事費を含む）</td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(h) 一式内訳書</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○ ※ 2</td><td></td></tr> <tr><td>(i) 単価表</td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(j) 間接費内訳書</td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(k) 設計図面（位置図、平面図、縦断面図、標準横断面図、横断面図、一般図、構造図、参考図等）</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>(l) 参考資料表紙</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(m) 数量計算書（数量集計表、詳細数量計算書）</td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>(n) 金抜設計書</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○ ※ 3</td></tr> <tr><td>(o) 積算根拠資料（単価決定根拠、数量決定根拠等）</td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1 全体事業費、当該工区、発注済工区等の工事費目の内訳を記載したもので、必要に応じて添付する。</p> <p>※ 2 特に必要がある場合のみ添付する。</p> <p>※ 3 原則として添付しない。(1-2 2.(12)金抜設計書参照)</p>	作成資料名	設計書	設計図書 (仕様書等)	参考資料	(a) 設計書表紙（甲）	○	○		(b) 設計書表紙（乙）	○			(c) 事業費総括表	○ ※ 1			(d) 現場説明書、現場説明書説明事項	○	○		(e) 特記仕様書（施工条件明示書、特記事項）	○	○		(f) 工事数量総括表		○		(g) 設計内訳書（付帯工事、補償工事費を含む）	○			(h) 一式内訳書	○	○ ※ 2		(i) 単価表	○			(j) 間接費内訳書	○			(k) 設計図面（位置図、平面図、縦断面図、標準横断面図、横断面図、一般図、構造図、参考図等）	○	○		(l) 参考資料表紙			○	(m) 数量計算書（数量集計表、詳細数量計算書）	○		○	(n) 金抜設計書			○ ※ 3	(o) 積算根拠資料（単価決定根拠、数量決定根拠等）	○			
作成資料名	設計書	設計図書 (仕様書等)	参考資料																																																														
(a) 設計書表紙（甲）	○	○																																																															
(b) 設計書表紙（乙）	○																																																																
(c) 事業費総括表	○ ※ 1																																																																
(d) 現場説明書、現場説明書説明事項	○	○																																																															
(e) 特記仕様書（施工条件明示書、特記事項）	○	○																																																															
(f) 工事数量総括表		○																																																															
(g) 設計内訳書（付帯工事、補償工事費を含む）	○																																																																
(h) 一式内訳書	○	○ ※ 2																																																															
(i) 単価表	○																																																																
(j) 間接費内訳書	○																																																																
(k) 設計図面（位置図、平面図、縦断面図、標準横断面図、横断面図、一般図、構造図、参考図等）	○	○																																																															
(l) 参考資料表紙			○																																																														
(m) 数量計算書（数量集計表、詳細数量計算書）	○		○																																																														
(n) 金抜設計書			○ ※ 3																																																														
(o) 積算根拠資料（単価決定根拠、数量決定根拠等）	○																																																																

改正後（新）	改正前（旧）
<p><b>(a) 設計書表紙（甲）</b>            設計書表紙（甲）には、①事業年度、②工事番号、③工事名、④路線名、河川名又は港湾名、⑤施工地名、⑥工期、⑦工事概要を記載する。            なお仕様書の場合は、様式中の「設計書」を「仕様書」に書き換える。            変更設計書（仕様書）を作成する場合は、変更が生じた内容について当初（変更前）を上段、変更後を下段に對比する。</p> <p><b>(b) 設計書表紙（乙）</b>            設計書表紙（乙）には、①工事費、②起工理由もしくは変更理由、③施工方法その他を記載する。また仕様書には①工事費、②起工理由もしくは変更理由は記載しない。            変更設計書（仕様書）を作成する場合は、変更が生じた内容について当初（変更前）を上段、変更後を下段に對比する。</p> <p><b>(c) 事業費総括表</b>            必要に応じて作成する。全体事業費、当該工区、発注済工区等の工事費目の内訳を記載する。</p> <p><b>(d) 現場説明書、現場説明書説明事項</b>            工事番号、工事名、工期、現場説明日時、閲覧期間、閲覧場所、現場説明に対する質問書提出期限及び回答日等を所定の様式に記載し、現場説明書説明事項については、現場説明書の次頁から所定の内容が記載された様式を添付し作成する。</p> <p><b>(e) 特記仕様書</b>            特記仕様書は、当該工事のみに適用される事項を示すものであり宮城県土木部制定「共通仕様書Ⅰ」及び「共通仕様書Ⅱ」に優先する。特記仕様書には、現場条件等及び現場条件等を考慮し施工上必要となる条件を明示する。</p> <p><b>(f) 工事数量総括表</b>            工事数量総括表には、工事工種体系の工事区分（レベル1）から規格（レベル5）までの項目を記載する。            なお、各体系階層毎の記載方法はつぎのとおりとする。            1) 工事区分（レベル1）の数量及び単位は一式と記載する。            2) 工種（レベル2）の数量及び単位は一式と記載する。            3) 種別（レベル3）の数量及び単位は一式と記載することを原則とする。            ただし、盛土工については、種別（レベル3）で総量を記載する。            4) 細別（レベル4）の数量は、工事費内訳表と同じ数量を記載することを原則とする。            なお、単位は工事工種体系の工事数量総括表用単位を使用する。ただし、作業土工の床掘・埋戻については、作業内容・数量が検収を伴わない任意として取り扱われるため、一式として記載する。また盛土工については、その内訳区分（流用土、採取土、購入土）が任意数量として取り扱われるため、それぞれを一式として記載する。            5) 規格（レベル5）は、工事費内訳表と同じ規格項目を記載する。</p>	

改正後（新）

改正前（旧）

工事数量総括表（本01）

工事番号：道路改良積算例

工事名	道路改良02009-001号	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)
道路改良					
レベル1			式		1
石・ブロック積(張)工			式		1
レベル2					
作業土工			式		1
レベル3					
床張り			式		1
レベル4					
埋戻し			式		1
レベル4					
コンクリートブロック工			式		1
レベル3					
コンクリートブロック基礎	底幅:0.52m, 高さ:0.3m	レベル5			
レベル4			m		211
コンクリートブロック積	ブロック規格:JIS				

注：床張り、埋戻しは標準仕様と異なるので契約数量とはせず、1式で表示する。

積算用単位

(g) 設計内訳書、(h)一式内訳書

設計内訳書には、工事工種体系の工事区分（レベル1）から積算要素（レベル6）までの項目全てを記載する。なお、各体系階層毎の記載方法は以下のとおりとする。

- 1) 工事区分（レベル1）の数量及び単位は一式と記載する。
- 2) 工種（レベル2）の数量及び単位は一式と記載する。
- 3) 種別（レベル3）の数量及び単位は一式と記載する。
- 4) 細別（レベル4）の数量は、「土木工事数量算出要領（案）」の別表-1若しくは「土木工事標準積算基準書（共通編）」に掲載されている数値基準の表に定められている数値に四捨五入する。なお、単位は工事工種体系の積算用単位を使用する。
- 5) 規格（レベル5）は、工事工種体系で定める規格項目を記載する。
- 6) 積算要素（レベル6）の数量は、細別（レベル4）の数値の1位下位まで記載し、四捨五入して求める。なお、単位は一式で記載せず、工事工種体系の積算単位等をもとに記載する。

【記載例】

設計内訳書（本01）

工事番号：道路改良積算例

工事名	道路改良02009-001号	規格	単位	数量	単価	金額	事業区分 工事区分	道路新設・改善 道路改良	摘要
道路改良									
レベル1			式	1		12,834,398			
石・ブロック積(張)工			式	1		12,834,398			
レベル2									
作業土工			式	1		104,360			
レベル3									
床張り			m <sup>2</sup>	100	664	66,400			
レベル4									
埋戻し			m <sup>3</sup>	20	1,898	37,960			
レベル4									
コンクリートブロック工			式	1		12,730,038			
レベル3									
コンクリートブロック基礎	底幅:0.52m, 高さ:0.3m	レベル5							
レベル4			m	211	7,268	1,533,548			
コンクリートブロック積	ブロック規格:JIS		m <sup>2</sup>	463	18,950	8,773,850			

積算用単位



改正後（新）	改正前（旧）
<p><b>(i) 単価表</b> 設計内訳書の設計単価の内訳を記載する。</p> <p><b>(j) 間接費内訳</b> 工事の間接費（共通仮設費，現場管理費，一般管理費等）の内訳を記載する。</p> <p><b>(k) 設計図面</b> 位置図，平面図，縦断面図，標準横断面図，横断面図，一般図，構造図等を添付する。</p> <p><b>(l) 参考資料表紙</b> 参考資料（数量計算書，金抜設計書）の表紙として作成するもので，施工年度，工事番号，工事名等を記載する。また，注釈として「本資料は，工事請負契約を拘束するものではない」と記載する。</p> <p><b>(m) 数量計算書</b> 数量計算書は，設計書に記載出来るよう集計した数量集計表と，その内訳として積算に必要な数量を各工事目的物の積算要素毎に算出した詳細数量計算書（数量内訳書）から成る。参考資料として設計図書に添付する場合は，原則として数量集計表のみを添付すること。</p> <p><b>(n) 金抜設計書</b> 設計書の単価欄と金額欄を空白にしたものを作成する。</p> <p><b>(o) 積算根拠資料</b> 積算に使用した単価，歩掛の根拠資料及び作業能力の計算資料等を通宜取り纏め作成する。 単価：物価資料，特別調査資料，見積り資料等 歩掛：土木工事標準積算基準書（宮城県土木部制定）の適用方針，協会歩掛資料，見積り資料等</p> <p><b>1-4 工事工種体系の階層の定義及び階層例</b>（略）</p> <p><b>1-5 本工事費内訳記載要領</b>（略）</p> <p><b>1-6 設計書様式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計書表紙（甲）（略）</li> <li>・設計書表紙（乙）（略）</li> <li>・事業費総括表（略）</li> </ul>	<p><b>1-3 工事工種体系の階層の定義及び階層例</b>（略）</p> <p><b>1-4 本工事費内訳記載要領</b>（略）</p> <p><b>1-5 設計書様式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計書表紙（甲）（略）</li> <li>設計書表紙（乙）（略）</li> <li>事業費総括表（略）</li> </ul>

改正後（新）

改正前（旧）

・特記仕様書（施工条件明示書） 【注：最新版を使用すること。】

特記仕様書

施工条件明示書

工事番号	項目	条件	内容	施工方法	備考
1	共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。		
2	主任技術者及び監理技術者(以下、配属技術者という。)の配置				
	(1) 現場竣工に着手する日の指定	○ある ○ない	平成 年 月 日 又は 契約日から○日以内 請負者は、現場竣工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場竣工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通第1章第11条) 上記現場竣工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配属技術者の工事現場への専任は要しない。「建設工事等の入札・契約制度の運用について」(平成21年9月31日付け出第410号)		
3	工程関係				
	(1) 関連工事による施工時期の調整	●ある ○ない			
	(2) 施工時期による制限	●ある ○ない			
	(3) 関係機関等との協議の未成立	●ある ○ない			
	(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	●ある ○ない			
4	公害対策関係				
	(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	●ある ○ない			
5	安全対策関係				
	(1) 交通安全施設等の指定	●ある ○ない			
	(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	●ある ○ない			
6	排水工関係				
	(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	●ある ○ない			
7	建設副産物対策関係				
	(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記に示さない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。			
	(2) 建設発生土	●ある ○ない	処理・処分 処理・処分する場所 処理・処分方法 距離 制限時間	km 時 分 ~ 時 分	
	(3) 建設発生土以外の建設副産物	●ある ○ない	処理・処分 処理・処分する場所 処理・処分方法 距離 制限時間	km 時 分 ~ 時 分	
	(4) 再生材の利用	●ある ○ない	種類・数量		
8	工事現場のイメージアップ	●ある ○ない	内容		
9	品質証明				
	(1) 品質証明書及び施工プロセス品質確認 チェックリストの対象	○ある ●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。		
	(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ●ない			
10	標準的な設計図書による発注方式	●ある ○ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。		
11	資材関係				
	(1) 生コンクリート	●ある ○ない	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。		
	(2) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。	必須 ○ある ●ない	1.暗渠排水管、植生基盤材等、及び視線誘導標は、宮城県グリーン製品を用いること。 2.盛土材、埋め戻し材 3.その他( ) 4.その他( )		
	(3) 現場吹付法施工	●ある ○ない	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm <sup>2</sup> 以上とする。		
12	その他				
	(1) 積算の下請制限について	○ある ●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。		
	(2) 「ランプ土砂運搬等下請を行う」工事における 工事費内訳調査の対象の有無	○ある ●ない	本工事は「ランプ土砂運搬等下請を行う」工事における「工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査費等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ランプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。 本工事は、工事着手前に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。		
	(3) 二者会議の対象の有無	○ある ●ない			
	(4) 貸与資料の有無	○ある ●ない	本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料( )		
	(5) 工事写真の電子化の対象の有無	●ある ○ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基盤(実)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めるとする。		
	(6) 工事実績情報システム(コリン)の登録	●ある ○ない	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・発注・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。		

施工条件明示書

特記仕様書

施工条件明示書

工事番号	項目	条件	内容	施工方法	備考
1	工程関係				
	(1) 関連工事による施工時期の調整	○ある ●ない			
	(2) 施工時期による制限	○ある ●ない			
	(3) 関係機関等との協議の未成立	○ある ●ない			
	(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	○ある ●ない			
2	公害対策関係				
	(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	○ある ●ない			
3	安全対策関係				
	(1) 交通安全施設等の指定	○ある ●ない			
	(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	○ある ●ない			
4	排水工関係				
	(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある ●ない			
5	建設副産物対策関係				
	(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記に示さない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。			
	(2) 建設発生土	●ある ○ない	処理・処分 処理・処分する場所 処理・処分方法 距離 制限時間	km 時 分 ~ 時 分	
	(3) 建設発生土以外の建設副産物	●ある ○ない	処理・処分 処理・処分する場所 処理・処分方法 距離 制限時間	km 時 分 ~ 時 分	
	(4) 再生材の利用	○ある ●ない	種類・数量		
6	工事現場のイメージアップ	○ある ●ない	内容		
7	品質証明	○ある ●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-12によること。		
8	標準的な設計図書による発注方式	○ある ●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-17によること。		
9	資材関係				
	(1) 生コンクリート	●ある ○ない	生コンクリートは、別に指定のある場合を除き、高炉セメントB種(JIS R 5211)の使用を原則とする。但し、請負者は高炉セメントの使用が明らかに不適当であると判断するに足る合理的理由がある場合は、別途監督職員と協議すること。 高炉セメントを用いた生コンクリートを使用するにあたり、JIS規格製品以外を使用する場合は、宮城県土木部共通仕様書に基づき、請負者は配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を監督職員に提出し、確認を得なければならないものとする。 生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。		
	(2) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。	必須 ○ある ●ない	1.暗渠排水管、汚泥酸酵肥料、植生基盤材等、及び視線誘導標は、宮城県グリーン製品を用いること。 2.盛土材、埋め戻し材 3.その他( ) 4.その他( )		
	(3) 県産木材製品の利用	○ある ●ない	県産木材を活用した製品を1製品以上利用すること。 ① 木製工事名表示板(既製品)を用いる場合は、宮城県グリーン製品を用いること。 ② 県産木材製品を用いる場合は、優良みぎき材を用い、証明できる資料を添付した材料承諾書を監督員に提出すること。		
10	貸与資料	○ある ●ない	貸与資料(測量成果等)( ) 貸与資料(その他)( )		
11	積算工事の下請制限について	○ある ●ない	土木工事共通特記仕様書第3編2-2-1によること。		

※ 条件欄に「ある」と記入した場合は内容、施工方法等を記入すること。

改正後（新）

改正前（旧）

・特記仕様書（特記事項）

特記事項

1 追加事項1			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
2 追加事項2			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
3 追加事項3			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
4 追加事項4			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
5 追加事項5			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
6 追加事項6			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
6 追加事項6			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
7 追加事項7			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
8 追加事項8			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
9 追加事項9			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			

特記事項

項 目	内 容	施 工 方 法	備 考
1 「建設工事の土砂等の運搬を行うダンプ調査」に対する協力について	発注者の実施する「建設工事の土砂等の運搬を行うダンプ調査」の対象工事となった場合、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、発注者が工事現場で行うダンプ運転手からの聴き取り調査の実施に協力すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。		
2 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の実施について	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。		
3 追加事項3			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
4 追加事項4			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
5 追加事項5			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
6 追加事項6			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
7 追加事項7			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
8 追加事項8			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
9 追加事項9			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事数量総括表（略）</li> <li>・設計内訳書（略）</li> <li>・単価表（略）</li> <li>・数量集計表 表紙（様式例）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold;">参 考 資 料</p> <p>注) 本資料は、工事請負契約を拘束するものではない。</p>            <p>工事番号      平成〇〇年度    ■■■■—〇〇号</p> <p>工事名        . . . . . 工事</p>            <p style="text-align: center;">平成〇〇年〇〇月</p>            <p style="text-align: center;">宮城県〇〇〇事務所</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事数量総括表（略）</li> <li>設計内訳書（略）</li> <li>一次単価表（略）</li> <li>数量計算書（参考図書）</li> </ul> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>数量集計表（参考図書）</p> <p>レベル名称：〇〇〇〇</p> <p>工事番号：平成〇〇年度    〇〇〇-〇〇〇号</p> <p>工事名：〇〇〇〇×××××工事</p> <p>発注機関：宮城県〇〇〇〇事務所</p> </div>

